

平成30年4月17日  
関東森林管理局  
茨城森林管理署

「常陸太田市里川地区公益的機能維持増進協定」の締結について

関東森林管理局は、国有林に囲まれた民有林と周辺の国有林とを一体的に間伐等の必要な森林施業を行うことにより、山地災害の防止や水源のかん養等の森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、民有林所有者1名と公益的機能維持増進協定を締結しました。

記

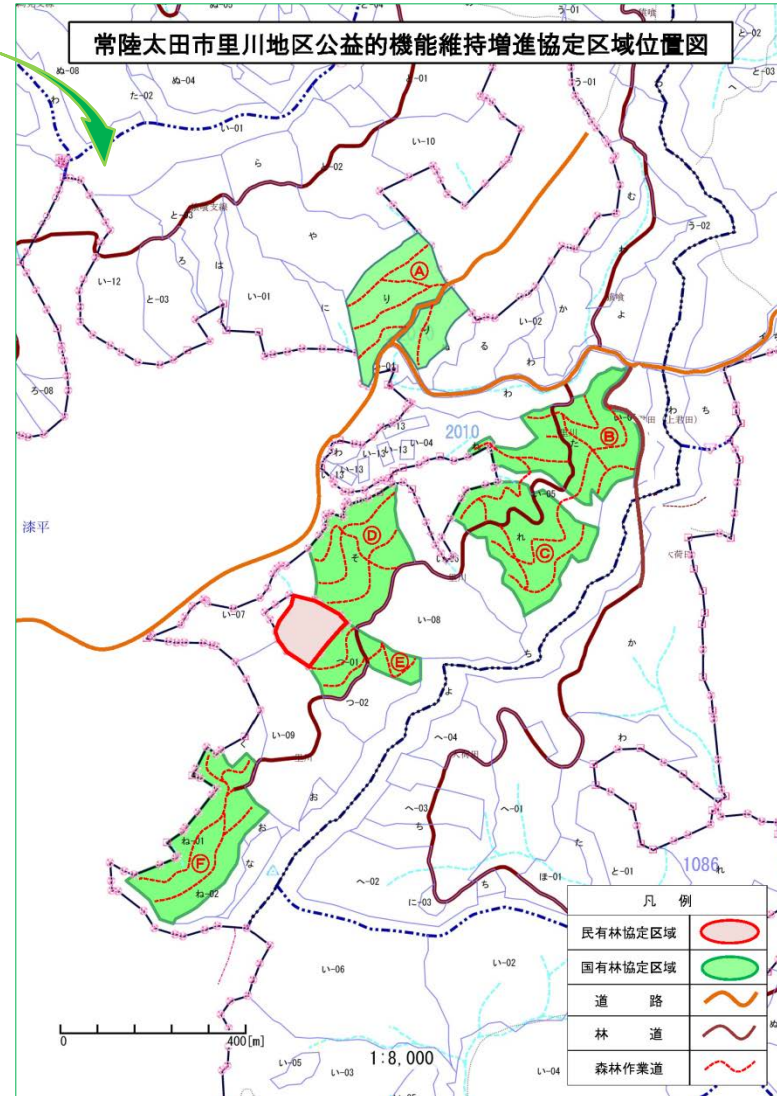
- 1 協定締結日 平成30年4月16日
- 2 協定区域の場所 茨城県常陸太田市里川町 民有林及び猿喰国有林
- 3 協定締結者
  - (1) 国有林 関東森林管理局長
  - (2) 民有林 福島県東白川郡塙町在住の森林所有者1名
- 4 面積
  - (1) 国有林 23.68 ha
  - (2) 民有林 1.37 ha
- 5 協定の有効期間  
自：平成30年4月16日  
至：平成36年3月31日
- 6 協定概要 別紙のとおり
- 7 公益的機能維持増進協定  
森林の公益的機能の維持増進を図るため、関東森林管理局長と民有林所有者が協定を締結し、国有林と民有林とを国が一体的に森林整備等を行う制度で、平成25年度に創設されたものです。
- 8 問合せ先  
関東森林管理局  
担当 流域管理指導官 大堤  
連絡先 群馬県前橋市岩神町4-16-25  
電話 027-210-1175  
  
茨城森林管理署  
担当 地域林政調整官 菊池  
連絡先 茨城県水戸市笠原町978-7  
電話 029-243-7211

# ◆常陸太田市里川地区公益的機能維持増進協定の概要

「国（関東森林管理局長）」と「民有林所有者1名」は、常陸太田市里川地区の森林について公益的機能維持増進協定を締結し、国が民有林（写真1）と国有林を一体的に森林整備（間伐・森林作業道の設置）を行います。森林整備を実施することにより、山地災害の防止や水源のかん養など、森林の公益的機能の維持増進を図ります。



写真1



- ◆協定締結者：関東森林管理局長 福島県塙町在住の民有林所有者1名
- ◆協定締結年月日：平成30年4月16日
- ◆協定対象区域：茨城県常陸太田市里川町  
民有林：1.37ha 国有林：23.68ha 計25.05ha
- ◆事業内容：国（茨城森林管理署）が民有林と国有林を一体的に森林整備（間伐・間伐実施に必要な森林作業道の設置）
- ◆協定の有効期間：平成30年4月16日～平成36年3月31日

# 公益的機能維持増進協定制度とは

国有林に隣接・介在する私有林で、間伐等の施業が十分に行われていない場合、私有林の所有者と「公益的機能維持増進協定」を締結し、国において、国有林と私有林の整備を一体的に行う仕組み  
(世界自然遺産地域及びその候補地内については、外来種駆除も実施)

## メリット

- ①事業実施の手続きは国が行います。
- ②私有林分の事業費の2/3以上を国が負担します(私有林所有者の方の持出しなし)。
- ③私有林から生産される木材の販売は、国が協力して行います。
- ④地域全体の森林の公益的機能の維持増進が図られます。



# 公益的機能維持増進協定制度の概要

## 1. 対象森林

・以下のすべてを満たす森林

- ① 国有林内等で孤立している人工林で、民有林間での集約化ができず、整備が困難な森林
- ② 公益的機能の発揮が期待されているものの、機能の低下又は低下のおそれがあり整備が必要な森林
- ③ 当該地区に国有林の施業予定地があること  
(国有林と連結した路網の整備及び計画的な施業により、効率的な森林整備を実施することで公益的機能の発揮が期待できる森林)

## 2. 協定の締結

- ・森林所有者等の合意の下で、森林管理局長と協定を締結します。
- ・期間は最長で10年間です。
- ・協定の内容を公告・縦覧により明確化します。
- ・素材の販売は、第三者に委託のうえ実施します。

## 3. 森林管理署が行う一体的な取組

- ・民有林、国有林を巡回する効率的な路網計画の作成、提案、施工管理
- ・民有林の間伐等の森林整備
- ・路網の共同利用

- ※ 具体的な内容については、協定の締結の際に決定します。
- ※ 協定に基づく間伐を実施した後は、5年間は皆伐できません。

### 森林整備（間伐）のイメージ

